

豊川市就学援助費事務取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、豊川市が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（援助対象者）

第2条 就学援助の支給対象となる者は、豊川市立小中学校に在学する児童生徒又は豊川市立小学校の就学予定者（次年度に就学する予定の者をいう。ただし、豊川市外から次年度に就学する予定の者を除く。以下同じ。）の保護者、豊川市に住所を有し、国立小中学校（以下「国立学校」という。）に在学する児童生徒又は国立学校の就学予定者の保護者、豊川市に住所を有し、県立中学校（以下「県立学校」という。）に在学する生徒又は県立学校の就学予定者の保護者及び豊川市に住所を有し、私立小中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「私立学校」という。）に在学する児童生徒又は私立学校の就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものから豊川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）
 - ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - (イ) 豊川市市税条例（昭和25年豊川市条例第14号。以下「市税条例」という。）第21条第1項に基づく市民税の非課税
 - (ウ) 市税条例第35条の2に基づく市民税の減免
 - (エ) 愛知県県税条例（昭和25年愛知県条例第24号）第42条の40に基づく個人の事業税の減免
 - (オ) 市税条例第49条に基づく固定資産税の減免
 - (カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - (キ) 豊川市国民健康保険条例（昭和36年豊川市条例第1号）第31条及

び第 32 条に基づく国民健康保険料の徴収の猶予又は減免

(ク) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条に基づく児童扶養手当の支給

(ケ) 生活福祉資金の貸付け

イ アに掲げる者以外で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(イ) 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者

(ウ) 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められるもの

(エ) 経済的な理由による欠席日数が多い者

ウ その他特に経済的困窮者

2 前項第 2 号の要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める場合の基準は、次に定めるところによる。

(1) 保護者及び保護者と生計を一にする者の申請時における直近の所得（地方税法の定めにより算定した総所得）の合計額（以下「総所得」という。）が、生活保護法による保護基準（昭和 38 年厚生省令告示第 158 号）に定める申請時における生活保護基準額（豊川市に適用される基準額）のうち、次に掲げる項目について算定した額の合計額に 1.2 を乗じて得た額に 1.27 を乗じて得た額（以下「基準額」という。）未満であることとする。ただし、前項第 2 号イ又はウのいずれかに該当する者については、総所得が基準額を超える場合であっても、申請前 3 月の平均の収入月額に 1.2 を乗じて得た額から総所得額を算定し、総所得とみなすことができる。

ア 生活扶助 基準生活費第 1 類（逓減率は用いない）

イ 生活扶助 基準生活費第 2 類

ウ 生活扶助 母子加算

エ 生活扶助 障害者加算

オ 教育扶助基準額

(2) 前号の「保護者と生計を一にする者」とは、次に掲げる者をいう。

ア 保護者とその生計を一にする事実上婚姻関係にある者

イ 保護者とその生計を一にする児童生徒の祖父母又は兄弟姉妹で満 20 歳以上の者

（申請）

第 3 条 就学援助費の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）

は、毎年度、教育委員会が定める日までに就学援助認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、総所得がわかる証明書類等を添えて教育委員会へ提出するものとする。

（支給の決定）

第4条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、就学援助の支給を決定したときにあつては就学援助認定通知書（様式第2号）を、就学援助の支給を決定しなかったときにあつては就学援助不認定通知書（様式第3号）を申請者へ通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の支給の決定等について必要があると認めるときは、申請者の児童生徒の通学する学校の校長（以下「校長」という。）又は社会福祉事務所長の助言を求めることができる。

（校長への通知等）

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定に基づき就学援助の支給を決定したときは、申請書を認定台帳として保管するとともに当該申請書の写しを校長に送付する（県立学校については愛知県教育委員会に、国又は私立学校については校長に認定結果一覧表を送付する。）。この場合において、当該申請書の写し及び認定結果一覧表の送付は、就学援助の支給の決定に係る通知とみなす。

2 教育委員会は、前条第1項の規定に基づき就学援助の支給の決定をしたときは、当該支給を決定した要保護者又は準要保護者（以下「認定要保護者等」という。）ごとに就学援助の支給額を積算し、就学援助費支給計画通知書（様式第4号。以下「支給計画書」という。）によりその内容を校長に通知するものとする。ただし、国、県及び私立学校に通学する者については、この限りでない。

（援助の種類及び支給額）

第6条 就学援助費の種類は、次の表の左欄に掲げる費用とし、同表右欄の内容とする。ただし、就学予定者の保護者への支給は、新入学児童生徒学用品費に限る。

就学援助費	
学用品費	児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）の購入費
通学用品費	児童生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費
校外活動費	児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科
修学旅行費	修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金
新入学児童生徒学用品費	新入学児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費
医療費	学校保健安全法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）第 8 条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額
学校給食費	児童生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

- 2 就学援助費の支給額は、予算の範囲内で毎年度教育長が定める。
 - 3 就学援助費のうち学用品費と通学用品費については月割りとする。
 - 4 第 1 項の規定にかかわらず、生活保護法第 13 条の規定による教育扶助受給者にあつては学用品費、通学用品費、校外活動費及び学校給食費を、生活保護法第 12 条の規定による生活扶助者にあつては新入学児童生徒学用品費、新入学児童生徒学用品費準備金を支給しない。
 - 5 国、県及び私立学校に在学する児童生徒の保護者には、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条及び学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 12 条の規定により第 1 項表中医療費及び学校給食費については、支給しない。
（事務処理の委任）
- 第 7 条 認定要保護者等が、第 6 条第 1 項に掲げる費用のうち、学用品費、通学

用品費、校外活動費又は新入学児童生徒学用品費について滞納がある場合は、就学援助費の受領及び支払いに関する一切の事務処理を、委任状（その１）（様式第５号）により校長に委任するものとする。ただし、国、県及び私立学校については、この限りでない。

- ２ 認定要保護者等は、就学援助費の受領及び支払いに関する一切の事務処理を、委任状（その２）（様式第６号）により校長に委任することができる。
- ３ 教育委員会は、前２項の委任を受けたときは、委任状を整理保管するものとする。

（支給方法）

第８条 教育委員会は、認定要保護者等に、次の表の左欄に掲げる就学援助費について、同表右欄の方法で支給するものとする。

就学援助費	支給方法
学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費	認定要保護者等名義の指定口座へ振込み。 ただし、校長が認定要保護者等より委任を受けた場合は、校長口座等の指定口座へ振込み。
医療費	医療券による支給
学校給食費	現物支給

- ２ 前項の規定にかかわらず、第７条の規定により校長が受領等の委任を受けたときは、就学援助費を校長に支給するものとする。この場合において、校長は、就学援助費の振込があったときは、速やかに適切な方法により、金銭、口座振替又は現物で、直接認定要保護者等に支給するものとする。

（支給の時期）

第９条 就学援助費の支給は、次の表の左欄に掲げる費目の就学援助について、おおむね同表右欄の時期とする。

就学援助費	支給の時期
学用品費	１期分７月、２期分１２月、３期分３月
通学用品費	１期分７月、２期分１２月、３期分３月
校外活動費	１・２期分１２月、３期分３月
修学旅行費	前期８月まで、後期１２月まで
新入学児童生徒学用品費	３月（就学予定者）、６月
医療費	実績に応じて

(年度中途の認定及び取消し)

第10条 転入学者又は災害等による年度の中途における申請者については、第3条から第5条、及び第7条の規定を準用し、その都度速やかに追加認定又は不認定を行うものとする。

2 認定要保護者等の児童生徒が、年度中途において、転出、死亡その他の理由により援助を必要としなくなった場合は、就学援助辞退届(様式第7号)を教育委員会に届けなければならない。また、教育委員会は、就学援助辞退届を受理したときは、就学援助取消しの通知を認定要保護者等(様式第8号)と校長(様式第9号)に通知するものとする(県立学校については、愛知県教育委員会(様式第9号)に通知する。)

3 年度の中途に、第4条第1項の就学援助の支給の決定又は前項の取消しを受けた者の支給額は、別に定める。

(校長の事務)

第11条 校長は、第8条第2項の規定に基づき認定要保護者等に就学援助費を支給するときは、支給計画書に基づき行うものとする。

2 校長は、第8条第2項の規定に基づき認定要保護者等に就学援助費を支給したときは、支給の都度、就学援助費個人支給明細書(様式第10号。以下「支給明細書」という。)を作成し、金額、金銭又は物品の別、支給年月日等就学援助費の支払内容について認定要保護者等の確認を得なければならない。この場合において、就学援助費を口座振替で支給したときは、認定要保護者等の確認については、校長口座振込一覧にて替えることができるものとする。

3 校長は、当該年度における就学援助費の支給に係る事務が完了したときは、支給明細書及び教育委員会が必要と認める書類を教育委員会へ提出し、その確認を受けなければならない。

(校長の事務等の検査)

第12条 教育委員会は、就学援助の適正な執行を図るため、前条に規定する校長が行う就学援助費の支給等に係る事務について検査を行うことができるものとする。ただし、国、県及び私立学校については、この限りでない。

(書類の整備及び保存)

第13条 教育委員会は、申請書、支給計画書、支給明細書その他の就学援助に関する書類を整理し、及び保存する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。
- 2 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、被災により就学援助を必要とする児童生徒が転入学等した場合は、その児童生徒に対し復興状況等により教育委員会が認める相当期間支給するものとする。
- 3 前項の認定にあたって被災を証する書類の提出が困難な場合は、本人申立てによることができる。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市就学援助費事務取扱要綱の規定に基づいて作成される認定申請書その他の用紙は、改正後の豊川市就学援助費事務取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市就学援助費事務取扱要綱の規定に基づいて作成される認定申請書その他の用紙は、改正後の豊川市就学援助費事務取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 10 日から施行する。
- 2 県及び私立学校については、令和 7 年度の就学援助費から適用する。